

個人タクシー試験対策

個タク開業

ハンドブック

[第7版]

dimoto

第1章	個タクを開業するための方法等について		1
第2章	個タクを開業するための要件等について		6
第3章	個タク開業準備手続について		22
第4章	申請の拳証資料について		28
第5章	認可後の手続等について		40

個人タクシー試験対策 個タク開業ハンドブック[第7版]

目次

第1章 個タクを開業する方法等について	1
1 個タクを開業する方法	
2 個タク試験の概要	
3 法令試験について	
4 地理試験について	
第2章 個タクを開業するための要件等について	6
1 許認可要件と事前試験の受験資格要件	
2 運転経歴要件	
(1) 35歳未満の運転経歴要件、35歳未満の事前試験と申請後試験	
(2) 35歳以上40歳未満の運転経歴要件	
(3) 40歳以上65歳未満の運転経歴要件	
(4) 35歳以上（35歳以上40歳未満・40歳以上65歳未満）の事前試験と申請後試験	
3 法令遵守状況（申請日以前3年間）の要件	
4 地理試験免除の要件	
(1) 10年ルールによる地理試験免除	
(2) 15年ルールによる地理試験免除	
5 運転経歴・法令遵守状況・地理試験免除の要件のまとめ	
6 新規許可または譲渡譲受認可の許認可要件	
7 タクシーまたはハイヤー会社の退職時期	
第3章 個タク開業準備手続について	22
1 健康保険制度について	
2 年金制度について	
3 小規模企業共済について	
4 有給休暇の消化について	
5 失業手当と再就職手当について	
6 クレジットカードについて	
7 ETCカードとガソリンカードについて	
8 給油スタンド・洗車場の検討について	
9 ドライブレコーダーについて	
10 両替について	

第4章 申請の挙証資料について 28

- 1 戸籍抄本
- 2 住民票
- 3 運転免許証の写し（表・裏）
- 4 運転経歴についての挙証資料（4点セット）
 - 4-1 在籍証明書
 - 4-2 乗務員台帳の写し（表・裏）
 - 4-3 社会保険の加入証明書
 - 4-4 タクシー運転者登録原簿の謄本(A)および(B)
- 5 運転免許経歴証明書
- 6 無事故・無違反証明書
- 7 運転記録証明書
- 8 預貯金等の通帳の写し
- 9 営業所（住居）についての挙証資料
- 10 公的医療機関等の医療提供施設の発行した健康診断書
- 11 運転に関する適性診断票（関東運輸局長あて封書のまま）
- 12 事業用自動車についての挙証資料
- 13 車庫の確保についての挙証資料
- 14 道路管理者の発行する幅員証明書

第5章 認可後の手続等について 40

- 1 認可の日
- 2 精算式
- 3 車両の移転登録（名義変更）等
- 4 タクシー等に関する届出
- 5 個人タクシー事業者乗務証の交付
- 6 車両の表示変更等
- 7 ETCセットアップ等
- 8 譲渡譲受終了の届出
- 9 開業届
- 10 認可後の講習会
- 11 開業後の組合による事務手続や行事等

第1章 個タクを開業する方法等について

1 個タクを開業する方法

〔個タク事業を開業する方法〕 個人タクシー事業を開業するには、①お役所（地方運輸局長）から新規に許可をしてもらう方法（道路運送法第4条・新規許可）と、②既に個人タクシー事業を営んでいる方からその事業を譲渡してもらい、お役所にそのお墨付き（認可）をってもらう方法（道路運送法第36条・譲渡譲受認可）とがあります。③相続による場合（道路運送法第37条）もありますが、特殊なケースなので本書では取り上げません。

現在、タクシーは供給過剰となっていることから、東京都の特別区・武三交通圏などのように、新規許可は行われず譲渡譲受認可のみが行われている地域がほとんどです。

〔個タク事業の許認可申請に関する通達等〕 個人タクシー事業の新規許可や譲渡譲受認可の申請に関しては、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に関する処理方針」（平成13年国自旅第78号）という国土交通省の自動車局長による通達があります（以下「処理方針」といいます。）。

そして、この処理方針に基づいて、各地方運輸局長が審査基準等を公示しています。関東運輸局では、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可及び譲渡譲受認可申請事案の審査基準について」（以下「審査基準」といいます。）と、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可申請、譲渡譲受及び相続認可申請に係る細部取扱いについて」（以下「細部取扱い」といいます。）の二つが公示されています。

また、関東運輸局では、試験の実施方法に関して、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について」（以下「試験実施」といいます。）が公示されています。

以下、これらの関東運輸局長の公示に基づいて解説します（他の地域でもほぼ同様の公示がされていると思います。）。また、新規許可についても記述していますが、新規許可が行われていない地域の場合は、譲渡譲受認可のみとなります。

【申請後試験と事前試験】 新規許可、譲渡譲受認可のいずれの場合でも、個人タクシー事業を開業しようとする人は、法令および地理の試験に合格しなければなりません。この試験を受けるタイミングに2つのパターンがあります。

まず、新規許可や譲渡譲受認可の申請をして、その審査の過程で試験を受けるパターンです。これを申請後試験といいます（試験実施Ⅰ2・Ⅲ）。従来はこのパターンのみでした。しかし、特に譲渡譲受認可の場合の申請後試験は、事業を譲渡してくれる人が現れてマッチングされたのちでなければ受験することはできません。また、申請から認可までの処理期間も4～5か月と長くかかります。

そこで、新規許可や譲渡譲受認可の申請をする前に、試験だけの受験申込みをして行う事前試験というパターンも認められるようになりました（試験実施Ⅰ1・Ⅱ）。事前試験に合格すると合格証が交付されます。合格証の有効期限は合格証の発行日から2年を経過する日か65歳に達する日の前日のうち、いずれか早く到達する日（試験実施Ⅱ4(2)）で、この間に事業を譲渡してくれる人が現れるのを待ち、現れてマッチングされれば譲渡譲受認可の申請ができることとなります。また、お役所が申請に対する処理をする際においても、試験に関する部分は既に終わっていますから、その処理期間も3か月と短くて済みます。このような点から、現在では事前試験が主流となっています。

< 譲渡譲受における申請後試験と事前試験の流れの比較（認可申請の日が同じケース） >

申請後試験： 譲渡譲受契約▷認可申請▷試験▷合格▷▷認可処分

事前試験： 受験申込み▷▷試験▷合格▷譲渡譲受契約▷認可申請▷▷認可処分

※ 認可申請の日が同じ場合、事前試験は、あらかじめ試験に合格しているので、早く認可されます。

同じ日の試験を受けた場合、事前試験合格後、直ちにマッチングして譲渡譲受認可申請をするケース（ex. 7月の事前試験に合格後、8月に認可申請をした場合は10月～11月に認可）よりも、譲渡譲受認可申請をして申請後試験を受験するケース（ex. 7月の申請後試験の場合は9月～10月に認可）の方が約1か月早く開業することができます。そこで、幸運にも事業を譲渡してくれる人が決まっている場合には申請後試験によることができます。ただし、申請後試験は絶対に落ちることはできないというプレッシャーがかかります。

< 譲渡譲受における申請後試験と事前試験の流れの比較（試験の日が同じケース） >

申請後試験： 譲渡譲受契約▷認可申請▷試験▷合格▷▷▷▷▷▷▷▷▷▷認可処分

事前試験： 受験申込み▷▷試験▷合格▷譲渡譲受契約▷認可申請▷▷認可処分

※ 試験の日が同じ場合、申請後試験は、既に譲渡譲受契約を締結しているので、早く認可されます。

2 個タク試験の概要

〔試験の実施時期等〕 個人タクシー事業の新規許可または譲渡譲受認可を受けるためには、法令および地理の試験に合格しなければなりません。試験は3月、7月、11月の年3回行われますが、新規許可は11月のみです。また、地理試験が実施されるのも11月のみです。地理試験が免除される場合についてはのちに詳しく説明します。

それぞれの月の試験の種類と受験申込み・申請の締切りは次のとおりです。

＜試験の時期＞	＜試験の種類＞	＜事前試験申込み＞	＜申請後試験の申請＞
3月試験	法令のみ	12月28日まで	1月31日まで
7月試験	法令のみ	4月30日まで	5月31日まで
11月試験	法令および地理	8月31日まで	9月30日まで

〔試験の合否〕 試験は1問1点で採点され、法令試験（40問・特定指定地域は45問）と地理試験（30問）のそれぞれが9割以上で合格となります。試験の合否は試験実施月の翌月に公表されることとされていますが、実際には2週間程度で公表されています。

3 法令試験について

〔法令試験の出題範囲〕 法令試験は、①道路運送法、②タクシー業務適正化特別措置法、③道路運送車両法という法律とこれらの附属法令（政令・省令）や通達から出題されます。道路運送法の附属法令のなかでも④旅客自動車運送事業運輸規則は重要です。

法令試験の学習は、早い人で4か月あれば仕上がります。ただし、譲渡譲受のマッチングをしてもらうためには、受験申込みや譲渡譲受認可申請をする前に仕上げておく必要があります。そこで、法令のみで受験する人であっても1年前、遅くとも8か月前（ex. 11月試験を受験する場合は3月の初め）から勉強会に通って準備をする人が多いです。

〔法令試験の形式〕 法令試験は、○×方式の問題と語群選択方式の問題とが出題されます。○×方式の問題は、文章が正しいか否かを判断する問題で35問（特定指定地域は40問）出題されます。語群選択方式の問題は、5つの空欄に入る字句を選択する問題で空欄1つが1問として扱われますので5問出題されます。解答時間は50分（特定指定地域は60分）です。各形式の問題の出題例は、次に項目を改めて掲載します。

第2章 個タクを開業するための要件等について

1 許認可要件と事前試験の受験資格要件

〔許認可要件〕 個人タクシー事業を開業するためには、お役所の新規許可や譲渡譲受認可を受けなければなりません。これらの許認可を受けるために必要なものとして、許認可要件が定められています（審査基準Ⅰ1～11）。

詳しくはのちに説明しますが、項目だけを列挙すると次のとおりです。

- (1) 営業区域
- (2) 年齢 (→ 事前試験の受験資格要件(2))
- (3) 運転経歴等 (→ 事前試験の受験資格要件(1)・(3))
- (4) 法令遵守状況
- (5) 資金計画
- (6) 営業所
- (7) 事業用自動車
- (8) 自動車車庫
- (9) 健康状態および運転に関する適性
- (10) 法令および地理に関する知識 (ただし、地理試験免除の要件を満たせば法令試験のみ)
- (11) その他

〔事前試験の受験資格要件〕 事前試験は、新規許可や譲渡譲受認可を受ける前段階として、許認可要件のうちの(10)法令および地理に関する知識があるか否かを確認するために課される試験です。ですから、事前試験の受験をするための要件（受験資格要件）は、上記の許認可要件のうちの(2)年齢の要件と(3)運転経歴等の要件だけが要求されているにすぎません（試験実施Ⅱ1）。すなわち、事前試験の受験資格要件は、

- (1) 有効な第二種運転免許を有していること (← 許認可要件のうち(3)運転経歴等)
- (2) 年齢が満65歳未満であること (← 許認可要件のうち(2)年齢)
- (3) 運転経歴要件を満たしていること (← 許認可要件のうち(3)運転経歴等)

の三つだけです。他の許認可要件は、事前試験の受験時に満たしている必要はありません。特に3年間道路交通法違反がないこと（法令遵守状況の要件）や5年間無事故無違反であること（地理試験免除の要件）を満たしている必要がありませんから、違反歴のある人でも事前試験を受験することができます。そして、事前試験合格証の有効期限内にこれらの許認可要件を満たすのを待ってから新規許可や譲渡譲受認可の申請をすることができます。この許認可要件を満たすのを待っている間を喪明け待ちと呼びます。

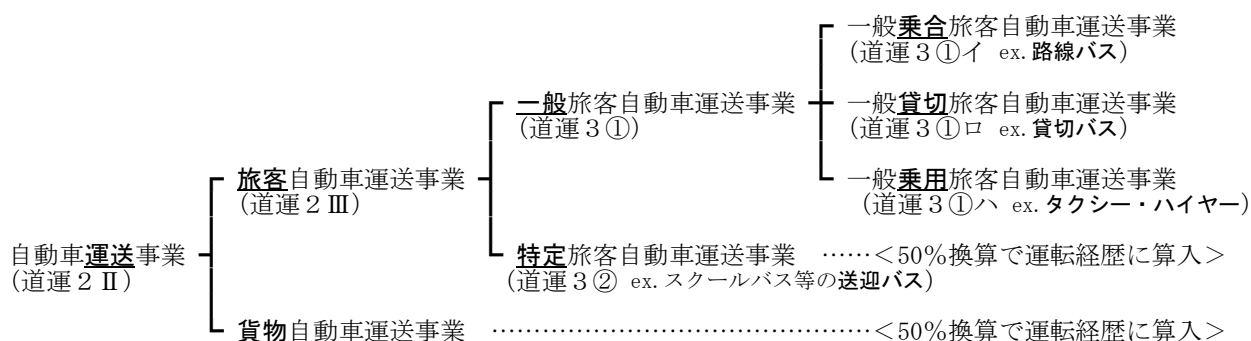
2 運転経歴等の要件（＝ 許認可要件 & 事前試験の受験資格要件）

〔運転経歴等の要件〕 許認可要件のうちの(3)運転経歴等の要件としては、①有効な第二種運転免許を有していることのほか、②運転経歴要件（自動車運転経歴とタクシー・ハイヤーの運転経歴等）のすべてに適合することの二つが要求されています。前述のとおり、いずれも事前試験の受験資格要件とされています。

運転経歴等の要件のうちの②運転経歴要件は、審査基準の別表2（処理方針の別表も同様）において、年齢による区分ごとに異なる要件が細かく定められています。この区分は、35歳未満、35歳以上40歳未満、40歳以上65歳未満の3区分となっています。

〔自動車運送事業の種類〕 運転経歴要件を検討する前提として、自動車運送事業にはどのような種類があるのか整理しておきましょう。これは個人タクシー法令試験によく出題されていますので、ここでマスターしておきましょう。

<自動車運送事業の種類>



自動車運送事業は、まず、人を運ぶか荷物を運ぶかによって、**旅客自動車運送事業**と**貨物自動車運送事業**とに分かれます。

次に、旅客自動車運送事業は、不特定の人を運ぶか特定の人を運ぶかによって、**一般**旅客自動車運送事業と**特定**旅客自動車運送事業（ex. スクールバスなどの送迎バス）とに分かれます。

さらに、一般旅客自動車運送事業は、**一般乗合**旅客自動車運送事業（ex. 路線バス）、**一般貸切**旅客自動車運送事業（ex. 観光バスなどの貸切バス）、**一般乗用**旅客自動車運送事業（ex. タクシー・ハイヤー）の三つに分かれます。

これらのうち、**一般旅客**自動車運送事業以外、すなわち**貨物**自動車運送事業と**特定旅客**自動車運送事業での運転経歴は50%換算で算入されます。

【自動車運送事業の種類と運転経歴要件】 運転経歴要件においては、これらの自動車の運転を職業としていた期間が10年以上必要で、そのうちの一定の期間（10年・5年・2年以上）はタクシーまたはハイヤーの運転経歴であることが必要とされています。

そして、この10年以上の自動車の運転経歴に関して、①どの営業区域でのものか、②継続している必要があるか、③そのうちのタクシーまたはハイヤーとしての運転経歴が必要とされる期間は何年か、については、年齢の区分によって異なっています。順に説明しますので、みなさんご自身に当てはまるところを参照しましょう。

職業としての自動車の運転経歴	—————10年—————
タクシー・ハイヤーの運転経歴	—————10年 or 5年 or 2年—————

(1) 35歳未満の運転経歴要件、35歳未満の事前試験と申請後試験

【35歳未満の運転経歴要件】 35歳未満の場合、運転経歴の全てがタクシーまたはハイヤーのもので、貨物やバスは認められません。すなわち、①申請する営業区域において、申請日以前継続して10年以上同一のタクシーまたはハイヤー事業者に運転者として雇用されていること、②申請日以前10年間無事故無違反であることが必要です（審査基準別表2A）。「申請する営業区域において」ですから、東京のタクシー会社に勤めている人が横浜で開業するなどはできません。また、「申請日以前継続して10年以上…運転者として雇用されていること」が必要で、第二種運転免許を取得する期間や配属前の研修期間中は、運転者として選任されていませんからこの期間に含まれません。さらに、雇用先を変更することなく「同一のタクシーまたはハイヤー事業者」に…雇用されていることが必要です。そして、「申請日以前継続して」という要件がありますから、事前試験に合格した場合でも、新規許可や譲渡譲受認可の申請日まではタクシーまたはハイヤー会社を退職することはできません（退職できるのは申請日の翌日）。

【35歳未満の場合の地理試験免除による事前試験と申請後試験】 35歳未満の運転経歴要件として①申請する営業区域において、申請日以前継続して10年以上同一のタクシーまたはハイヤー事業者に運転者として雇用されていること、②申請日以前10年間無事故無違反であることの二つが要求されており、これらの要件を満たせば後述の地理試験免除の要件もクリアしています。したがって、35歳未満で他に必要な要件も満たしている人は、事前試験・申請後試験を問わず法令試験のみで受験することができます。

審査基準 別表2

申請時の年齢	運 転 経 歴 要 件
A. 35歳未満	1. 申請する営業区域において、申請日以前継続して10年以上同一のタクシー又はハイヤー事業者運転者として雇用されていること。 2. 申請日以前10年間無事故無違反であること。
B. 35歳以上 40歳未満	1. 申請日以前、申請する営業区域において自動車の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）が10年以上であること。この場合、一般旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車の運転を職業とした期間は50％に換算する。 2. 1. の運転経歴のうちタクシー・ハイヤーの運転を職業としていた期間が5年以上であること。 3. 申請する営業区域においてタクシー・ハイヤーの運転を職業としていた期間が申請日以前継続して3年以上であること。 4. 申請日以前10年間無事故無違反である者については、40歳以上65歳未満の要件によることができるものとする。
C. 40歳以上 65歳未満	1. 申請日以前25年間のうち、自動車の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）が10年以上であること。この場合、一般旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車の運転を職業とした期間は50％に換算する。 2. 申請する営業区域において、申請日以前3年以内に2年以上タクシー・ハイヤーの運転を職業としていた者であること。

（適 用）

- 1) B. 1. 及びC. 1. の「自動車の運転」に係る自動車については、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第一に規定する普通自動車（四輪以上の自動車に限る。）、小型自動車（四輪以上の自動車に限る。）及び軽自動車（民間患者輸送事業の用に供する自動車に限る。）とする。
- 2) B. 3. 及びC. 2. の「タクシー・ハイヤーの運転を職業としていた者であること」については、当初、タクシー又はハイヤー運転者として雇用され、引き続き運行管理者又は整備管理者として選任された場合を含む。

第3章 個タク開業準備手続について

個人タクシーの試験を受けて合格し、新規にまたは譲渡を受けて開業するということは、いままで勤めていた会社を退職して個人事業主となるということです。適用される社会保険制度が変わってきますし、社会的信用にも変化が生じます。

そこで、個人事業主になるに際してしなければならない手続やお得な制度などについてのポイントを紹介します。

1 健康保険制度について

健康保険の制度については、会社員が加入する健康保険（社保）と自営業者や無職の人などが加入する国民健康保険（国保）とがあります。健康保険（社保）は全国健康保険協会（協会けんぽ）または健康保険組合が運営しています。これに対し、国民健康保険（国保）は市区町村が運営しています。

個人タクシーを開業する場合はいままで勤めていた会社を退職することになりますから、健康保険（社保）から国民健康保険（国保）へと切り替えをする必要があります。国民健康保険（国保）への切替手続は、退職した日から14日以内に市役所・区役所・町村役場で行います。必要となるのは「社会保険の資格喪失証明書」または「雇用保険の離職票」と「マイナンバーカード」などですが、各市区町村ごとに異なりますので、お住いの市区町村役場へ問い合わせてください。

社保と国保とでは、保険料の計算方法が異なりますから、人によっては、国保に切り替えると保険料が上がるケースがあります。そのような場合は、健康保険の任意継続といって、退職後2年の間だけ退職前の会社の健康保険（社保）に加入し続けることができる制度が設けられています。どちらが得かよく調べてから手続をしましょう。市区町村役場に前年度の源泉徴収票を持参していくと計算してくれる場合があります。とはいえ、任意継続の手続は退職後20日以内にしなければならない上に、この期限は遅れると任意継続を一切することができなくなりますので、早急に検討するように注意しましょう。

なお、会社員の場合は会社が保険料を半額払ってくれていましたが、開業後は全額個人負担となります。これは任意継続の場合も同じで会社が半額払ってくれるわけではありません。

2 年金制度について

会社を退職して開業することにより、厚生年金から国民年金へと切り替えをする必要があります。厚生年金は基礎年金の部分と上乘せ部分のいわゆる2階建でしたが、国民年金は基礎年金だけです。そこで、将来、会社に在籍して厚生年金を掛け続けた場合と同等の年金給付を受けようと思ったら（iDeCoなどの民間の年金保険でも構いませんが、）国民年金基金を掛けることになります。国民年金基金の掛金の上限は月額6万8,000円です。

なお、会社員の場合は会社が掛金を半額払ってくれていましたが、開業後は全額個人負担となります。

国民年金基金のメリットは、掛金の全額が所得控除の対象となるということです（社会保険料控除）。所得税などの計算において、売上高から国民年金基金の掛金を差し引いてよいということなので、納める税金等を抑えることができます。

3 小規模企業共済について

会社に一定期間勤めたのちに退職すると退職金をもらえる場合があります。しかし、個人事業主には退職金はありません。そこで、フリーランスの退職金のための制度として用意されたのが小規模企業共済です。掛金の上限は月額7万円です。個人事業主が事業を廃業した場合に退職金代わりに給付を受け取ることができます。給付を受けられるのは基本的に廃業する場合のみですが、貸付を受けることが可能となります。

小規模企業共済のメリットは、国民年金基金と同様に、掛金の全額が所得控除の対象となるということです（小規模企業共済等掛金控除）。所得税などの計算において、売上高から小規模企業共済の掛金を差し引いてよいということなので、納める税金等を抑えることができます。

第4章 申請の挙証資料について

Check List

- | | |
|--|--------------|
| ☐ 1 戸籍抄本 | ▷本籍地の市区町村役場 |
| ☐ 2 住民票 | ▷居住地の市区町村役場 |
| ☐ 3 運転免許証の写し（表・裏） | |
| 4 運転経歴についての挙証資料（4点セット） | |
| ☐ 4-1 在籍証明書 | ▷勤務先の会社 |
| ☐ 4-2 乗務員台帳の写し（表・裏） | ▷勤務先の会社 |
| ☐ 4-3 社会保険の加入証明書 | ▷社会保険事務所 |
| ☐ 4-4 タクシー運転者登録原簿の謄本(A)および(B) | ▷タクシーセンター |
| ☐ 5 運転免許経歴証明書 | ▷自動車安全運転センター |
| ☐ 6 無事故・無違反証明書 | ▷自動車安全運転センター |
| ☐ 7 運転記録証明書 | ▷自動車安全運転センター |
| ☐ 8 預貯金等の通帳の写し | |
| 9 営業所（住居）についての挙証資料 | |
| ☐ 自己所有の場合- 固定資産（土地・建物）評価証明書 | ▷都道府県税事務所 |
| ☐ 借入れの場合- 賃貸借契約書の写し | |
| ☐ 購入の場合- 売買契約書の写し | |
| ☐ 営業所の写真 | |
| ☐ 営業所の看板 | |
| ☐ 10 公的医療機関等の医療提供施設の発行した健康診断書 | ▷病院等で受診 |
| ☐ 11 運転に関する適性診断票（関東運輸局長あて封書のまま） | ▷ナスバで受診 |
| 12 事業用自動車についての挙証資料 | |
| ☐ 譲渡契約書の写し | |
| 13 車庫の確保についての挙証資料 | |
| ☐ 自己所有の場合- 固定資産評価証明書 | ▷都道府県税事務所 |
| ☐ 借入れの場合- 賃貸借契約書の写し | |
| ☐ 借入れの場合- 車庫の使用承諾書 | |
| ☐ 購入の場合- 売買契約書の写し | |
| ☐ 私道の土地所有者の通行承諾書等 | |
| ☐ 車庫の写真 | |
| ☐ 車庫の看板 | |
| ☐ 営業所車庫案内図 | |
| ☐ 14 道路管理者の発行する幅員証明書 | ▷市区町村役場 |

個人タクシーの新規許可や譲渡譲受認可の申請においては、さまざまな挙証資料を集めて提出しなくてはなりません。この章では、どのような挙証資料が必要か、また、どのように収集するのかなどについて説明します。

なお、挙証資料について、詳しくは一般社団法人東京都個人タクシー協会のサイトにある譲渡譲受認可申請等事務取扱要領集などを参照してください。

挙証資料収集において共通する注意点としては、発行日が「申請日前4ヶ月以降」や「通知書発行日以降」であることなどの有効期限があることです。この有効期限を過ぎていると取り直しになってしまいますので、挙証資料の収集は計画的に行いましょう。

なお、通知書とは、法令および地理試験合格後の地方運輸局長からの挙証資料の提出期限を記載した通知書です。

1 戸籍抄本

戸籍抄本とは、戸籍原本に記載された事項のうち、申請をした1人の事項のみを抜粋して写したものです。これに対し、戸籍謄本はその戸籍に記載された全員の事項を写したものです。戸籍謄本と間違えると取り直しとなるので注意しましょう。

有効期限： 申請日前4か月以降

取得場所： 本籍地の市区町村役場で発行してもらいます。

取得方法： 市区町村役場の窓口で即日交付してもらえます。本籍地が離れている場合などは郵送によって取得することができます。申請の仕方や手数料の支払方法など、詳しくは本籍地の市区町村役場へ問い合わせください。なお、郵送では2週間くらいかかる場合もありますので、本籍地が離れている方は早めに取得するようにしましょう。

第5章 認可後の手続等について

Check List

- | | |
|--|----------------|
| ☐ 1 認可の日（挨拶まわり・祝杯！！！） | ▷組合事務所・自宅等 |
| 2 精算式 | ▷組合事務所等 |
| ☐ 2-1 車両の納車と車両代金等の譲渡譲受代金の支払 | ▷譲渡人 |
| ☐ 2-2 クレジット端末・交通共済の名義変更 | ▷組合 |
| ☐ 2-3 組合加入手続と負担金の支払 | ▷組合 |
| ☐ 2-4 組合ガソリンカード（NiKoRiカード等）の申込み | ▷組合 |
| ☐ 2-5 アルコールチェッカーの購入 | ▷組合・自動車用品販売店等 |
| 3 車両の移転登録（名義変更）等 | |
| ☐ 3-1 事業用自動車等連絡書への確認印 | ▷運輸支局の輸送課 |
| ☐ 3-2 車両の移転登録 | ▷運輸支局か車検場の登録課 |
| ☐ 3-3 環境性能割の納付 | ▷都道府県税事務所 |
| ☐ 3-4 自賠責保険の名義変更 | ▷保険取扱店 |
| ☐ 4 タクシー等に関する届出（指定地域の場合） | ▷運輸支局の輸送課 |
| ☐ 5 個人タクシー事業者乗務証の交付 | ▷登録実施機関（タクセン等） |
| 6 車両の表示変更等 | ▷業者等 |
| ☐ 6-1 車外表示の張り替え・マスターズの張り替え | ▷車外・行灯 |
| ☐ 6-2 初乗運賃ステッカーの確認 | ▷車外 |
| ☐ 6-3 運賃料金表・割増運賃ステッカーの確認 | ▷車内 |
| ☐ 6-4 地図の備置き（発行年月2年以内） | ▷車内 |
| ☐ 6-5 回送板の備置き | ▷車内 |
| ☐ 6-6 赤色旗・非常信号用具（発煙筒等）の備置き | ▷車内 |
| ☐ 6-7 三角表示板の備置き | ▷車内 |
| ☐ 6-8 車両前後左右4枚の写真撮影（譲渡譲受終了の届出用） | ▷車外 |
| 7 ETCセットアップ等 | |
| ☐ 7-1 ETCセットアップ・領収書プリンターの印字変更 | ▷メーター取扱店 |
| ☐ 7-2 事業者の名称・自動車登録番号のプレート作成 | ▷メーター取扱店等 |
| ☐ 7-3 組合ETCカードの申込み | ▷組合 |
| ☐ 7-4 運賃料金メーター器の名義変更 | ▷メーター取扱店→検査場 |
| ☐ 8 譲渡譲受終了の届出（開業後1週間以内） | ▷運輸支局の輸送課 |
| ☐ 9 開業届 | ▷管轄の税務署 |
| 10 認可後の講習会 | |
| ☐ 10-1 個人タクシー事業講習会（認可書交付式） | ▷個人タクシー会館等 |
| ☐ 10-2 所属する組合の新規加入者講習会 | ▷日個連会館等 |

新規許可または譲渡譲受認可を受けるといよいよ個人タクシー事業を開業することができます。ここでは譲渡譲受認可後の手続等について解説します。

なお、地域によってそれほど違いはないと思いますが、以下の記述は東京都の特別区・武三地区でのものです。

譲渡譲受認可申請が認可されると、精算式により、事業用自動車（タクシー車両）の引渡しと譲渡譲受代金支払、組合への加入手続等を行います。その後、車両の移転登録、タクシーに関する届出（指定地域の場合）、個人タクシー事業者乗務証の交付申請という手続を行うとともに、車両の表示変更等やETCセットアップ等という手続を経て開業日を迎えます。その後、譲渡譲受終了の届出をし、管轄の税務署に開業届を提出します。

これらの届出等の手続や車両の表示変更等に関しては、法令試験のために学習した知識を実践することになります。

認可を受けたのちの講習会については、個人タクシー協会による個人タクシー事業講習会（および個人タクシー認可書交付式）や、所属する組合による新規加入者講習会が行われます。また、会計の記帳講習会を実施している支部もあります。なお、譲渡譲受認可書は先にコピーが交付され、この認可書コピーで営業を開始することができます。

1 認可の日

待ちに待った認可の知らせが入ると、いよいよ個人タクシー事業者の第一歩です。念のため、この日は自動車等の運転は控えましょう。

開業するまでに色々な方にお世話になったと思います。お世話になった方々へはなるべく早くあいさつをしておきましょう。

また、認可されたことにより銀行等の金融機関から資金を出金することができるようになります。この資金は、様々な支払をするために精算式の日持参しますので、認可されたのちに銀行等から出金しておきましょう。出金する際は、1日の出金限度額が設定されている場合がありますので、精算式に間に合うように注意してください。

2 精算式

認可されると、通常は1週間程度以内に精算式を行います。精算式では、譲渡人から事業用自動車（タクシー車両）の引渡しを受けるとともに、譲渡譲受代金の支払をします。クレジット決済機や交通共済（任意保険）の名義変更等の手続も行います。

また、組合への加入手続を行って負担金等の支払をします。組合のガソリンカード（日個連の場合はNiKoRiカード）の申込みをしましょう。ETCカードについてはETCセットアップののちに発行手続を行います。

組合でアルコールチェッカーを取り扱っていれば購入しておきましょう。

3 車両の移転登録（名義変更）等

事業用自動車の登録には、自家用自動車と異なって警察署発行の車庫証明は不要です。その代わりに事業用自動車等連絡書という書類が必要となります。事業用自動車等連絡書とは、運輸支局の運送事業の許認可を取り扱う輸送部門から登録部門に対して事業用自動車であることを連絡するための書類です。

すなわち、登録部門では今回登録する自動車が事業用自動車として取り扱ってよいかどうかは分からないため、輸送部門から「この自動車は運送事業の許認可を受けた人が事業用自動車として登録しますのでよろしく」と連絡するための書類なのです。

そこで、事業用自動車の登録をする場合には、まず、運輸支局の輸送課で、事業用自動車等連絡書等を提示して確認印を押印してもらいます。

次に、登録部門である運輸支局の登録課（ex. 品川）か自動車検査登録事務所（ex. 練馬、足立、多摩）のいずれか事業用自動車の使用の本拠の位置を管轄するところで、押印のある事業用自動車等連絡書を登録関係書類に添えて提出し、移転登録（道路運送車両法第13条第1項・第2項）をしてもらいます。

(筆者のサイトの QR コード)



個人タクシー試験対策

個タク開業ハンドブック〔第7版〕

発行日 平成30年 8月 5日

令和 3年 2月 1日 第7版

令和 3年 3月 7日 第7版第2刷

著 者 aimoto

(<https://ss1.xrea.com/daichij.s17.xrea.com/>)

発行者 同 上

印 刷 製本直送.com / 他

頒 価 1,210円

(追加情報等は上記サイトに掲載します。)